

立命館大学学友会 個人情報保護に関する規程

第1章 はじめに

1. 個人情報

個人情報とは、個人を識別できる情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・学生証番号等）をいう。これは、団体の登録やそれに類する書類提出などによって学友会が所有する。

2. 適用対象

本規程は、『立命館大学学友会会則』および『立命館大学学友会所属団体規程』により定められた、機関・学友会所属団体を適用対象とする。

3. 個人情報管理者

個人情報管理者は、中央常任委員長及び各団体の代表者とする。

第2章 責務

1. 団体は、個人情報に関してはこの規程を遵守することとする。
2. 個人情報管理者は個人情報の管理について各団体においてこの規定を遵守するよう行動する。

第3章 安全管理

不用意に個人情報が閲覧できることのないよう、個人情報は厳重に管理する。また、個人情報は原則5年間各団体において保存することとする。

第4章 個人情報の利用制限

団体や個人から提供された個人情報は、本人の同意がある場合や提供を受けた業務、その他正当な目的のために使用する。

第5章 第三者提供

団体・個人から提供された個人情報は正当な理由がある場合を除き、いかなる第三者にも提供しない。「正当な理由」とは、団体・個人より承諾を得た場合、及び、警察などから事件捜査に関わる情報開示の依頼があった場合とする。

第6章 罰則

本規程の禁止事項に抵触した場合には『立命館大学学友会会則』に基づき処罰を行う。

第7章 改廃

本規程の改廃は、全学自治会代議員会の議決を経て、中央委員総数の3分の2以上が出席した中央委員会において、出席中央委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この規定は、2006年2月3日から施行し、2006年2月3日から適用する。

2019年11月8日 一部改正

以上